

2015年（平成27年）6月29日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会
会長 松葉知幸

勸告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勸告します。

第1 勸告の趣旨

- 1 大阪刑務所は、今後、前収容施設から医師による定期的な診察が必要である旨の申し送りを受けた被収容者に対し、当該申し送り事項を遵守し、定期的な診察を適切に実施するよう勸告する。
- 2 大阪刑務所は、被収容者が心身の異常を申し立てた場合、被収容者の既往歴及び健康状態を十分に確認のうえ、眼科的疾患など専門医による診療が望ましいときは速やかにこれを実施するよう勸告する。

第2 勸告の理由

1 認定した事実

- (1) 申立人は、奈良少年刑務所にて平成22年1月20日及び同年2月8日に眼科医の診療を受け、同月18日に大阪刑務所に収容された。
大阪刑務所は、申立人が糖尿病性網膜症の診断を受けていること、申立人の左眼に網膜出血があるが吸収傾向にあること、右眼に新生血管からの出血が少しみられるものの、3、4週間に1度の定期的診察で足りるとの申し送りを奈良少年刑務所から受けていた。
- (2) 申立人は、遅くとも平成22年6月17日に、左眼の異常を訴えたが、対応した大阪刑務所の医師は、申立人を経過観察とした。
- (3) 申立人は、平成22年7月13日及び同月27日にも左眼がくもって見えないと訴え、大阪刑務所は8月2日に医務診察を実施した。申立人は、診察の際に左眼に黒い点が見える、左眼では正面が見えず歩くのも困難である等と訴えたため、大阪刑務所は8月9日に大阪医療刑務所で眼科医による診察を実施した。この診察において、申立人の

左眼に増殖性糖尿病網膜症があることの所見が出され、硝子体出血及び牽引性網膜剥離が認められることが確認されたため、大阪刑務所は8月23日に大阪労災病院眼科に申立人を移送し、入院手術が実施された。

- (4) 大阪刑務所に入所した時点（平成22年2月18日時点）の申立人の視力は、右眼につき0.08（矯正視力0.7）、左眼につき0.08（矯正視力0.7）であったが、平成23年2月9日時点の申立人の視力は右眼につき0.4、左眼につき0.08であった（平成23年2月9日時点の両眼の視力はいずれも矯正視力と思われる。）。
- (5) 大阪刑務所は、平成22年6月17日までの4か月の間、申立人に対し医師による診察を実施しなかった。申立人が眼科医による診察を受けたのは、入所後約半年が経過した後のことであった。

2 当会の判断

以上によれば、大阪刑務所が、前収容施設である奈良少年刑務所からの申し送り事項を遵守せず、申立人に対し、医師による定期的な診察を実施しなかったことが認められる。

特に、眼科的疾患など専門的診療科目に属する疾患については、他科の医師では診療が困難であるから被収容者の既往及び現時の状態を可能な限り確認したうえで、速やかに専門医による診療の機会を設ける必要がある。

したがって、大阪刑務所が、眼科医の診断に基づく前収容施設の申し送り事項を遵守せず、4か月以上の間申立人に対し医師による定期的な診察を実施せず、眼科医による早期の診療の機会を設けなかったことは、申立人に対する人権侵害に該当すると言わざるを得ない。

よって、第1記載のとおり勧告するのが相当であると判断した。

以上